4　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km／h以下の自動車及び第６項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168／2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版附則３の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

5～8　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条　高圧ガスを燃料とする自動車（第３項、第５項及び６項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十七　（略）

（削除）

2　（略）

3　圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　（略）

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

⑴～⑶　（略）

⑷　国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五　（略）

4　（略）

5　圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　国際相互承認容器細目告示第26条第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

4　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km／h以下の自動車及び第６項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168／2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版附則３の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

5～8　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条　高圧ガスを燃料とする自動車（第３項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

ただし、第２号から第17号までの規定は、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には適用しない。

一～十七　（略）

十八　圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版17.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6.4.から6.11.までに限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

2　（略）

3　圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　（略）

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

⑴～⑶　（略）

⑷　国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五　（略）

4　（略）

（新設）